

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第4回相模原市行政区画等審議会		
事務局 (担当課)		企画部政令指定都市推進課 電話042-769-8248(直通)		
開催日時		平成20年7月15日(火) 午後7時30分～午後8時50分		
開催場所		市役所第2別館3階 第3委員会室		
出席者	委員	23人(別紙のとおり)		
	その他	0人(別紙のとおり)		
	事務局	6人(企画財政局長、政令指定都市担当部長、 政令指定都市推進課長、担当主幹、 市民活力推進部長、次長)		
公開の可否		<input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		1 開会 2 報告事項 3 議題 答申書(区割り)について 4 その他 5 閉会		

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。

1 開会

牛山会長の司会のもと、開会を宣言するとともに、委員の出欠状況の報告がされた。

2 報告事項

事務局より、資料1に基づき、前回の審議会の経過が報告された。

3 議題

会長の進行により、議事に入った。

事務局より、資料2に基づいて、答申書の案について説明がなされた後、委員から、意見が述べられた。

(○委員の発言、□会長の発言、△副会長の発言、●事務局の発言)

○ 附帯意見については、非常に皆さん津久井のことを心配されてありがたい。(1)の地域の特性を活かしたまちづくりには津久井のことが表れているし、(2)の行政サービスの利便性の確保については、合併をして、その合併協議会の中で担保されてきたもの。その中で最後の方の「利便性に配慮し、総合事務所については住民が身近な場所で日常生活に密着した行政サービスが受けられるような機能を確保」となっていることについては、まったくそのとおりと思うが、漠然としており、「機能を確保すること」に「職員数を維持すること」を付け加えていただけたらと思う。

● 総合事務所の機能については、前回もお話ししたが、附帯意見にも掲げたとおり、住民基本台帳、国保、福祉など住民サービスに密着したサービスについては、そのサービスを確保しようという考えを行政として持っている。一方、人員については、再三要望いただいているところだが、前回申し上げたとおり、政令市移行に伴い、児童相談所、精神保健、土木の業務で150～170人の人員が必要となる。また3つの区役所の機能としても、地域振興とか総務課等のセクションなど200名程度が必要になり、計350～370人くらい必要になる。一方、市では、こうした人員をトータルの中では、現在より300人ぐらいの人員減の中で、今言った人員を生み出そうという、そういった行財政運営に努めたいと考えている。そうした中で本庁機関をはじめ、各出先機関においても効率的な執行体制を取るための改革は必然。現在いる人員をこのまま確保することは困難であるということをはっきりと申し上げたい。

- 行政改革という話はわかるが、何か文章化されたものがあれば、後ほどこういう問題が発生したときに有効である。できるものなら職員数の維持ということをお願いしたいというものである。
- 人員の問題については旧市の出張所においても同じことになる。私も地域の立場からいけば出張所の職員の確保を言いたいところである。公民館は今正規職員が1人しかいない。出張所の職員と合わせてどう機能するかという問題がある。私はやはり行政改革を進める観点でいえば、ここで職員数の維持を附帯意見として入れることは、行政改革を縛る道にもつながるので、附帯意見として入れることは反対したい。
- 前回の資料において、建設、土木については土木事務所に統合するとあった。津久井は山間、へき地で、道路も悪い状況。災害時なども現在いる職員、特に技術系の職員が引き上げられてしまうということであれば、総合事務所の機能が心配になるがどうか。
- 道路整備に係る建設の機能については、現在総合事務所に各建設課を配置している。この建設機能については、現在検討中ですが、例えば津久井土木事務所という形で、津久井地域で1箇所マンパワーを集約した体制を組みたいと考えている。一方、道路の維持補修についての相談やクレームについては、総合事務所の地域振興を担うところでお受けするなどという機能は検討したい。効率性と両立しながら皆様のニーズに応えたいと考えている。
- 前回申し上げたが、行政改革ですから、人員の削減についてはやむを得ないと思っている。観光、山林など、各地域にマッチした課を置くことで人員を確保できるのではないかと思う。文言修正については、最後の「機能を確保」に疑問があるが、行政改革という点もあり、修正は難しいかなと思う。
- 県庁の職員としての立場からの意見を申し上げる。これからの行政は厳しい。歳入も伸びなくなる中で、課題も山積している。どうやって事業費を生み出すかについては重要な問題。その1つの手段として行政改革は避けられない。附帯意見に機能を確保することについては書いてある。人はできるだけかけないようにして機能を確保する、いろんな工夫

をしていくことが、今の行政マンの知恵の出どころである。みんなが人は維持して欲しいというと、効率的な行政の足かせとなる。もっとこのように行革を行っていくべきと行政をチェックしていくのが市民の役割、市民の監視の仕方かなと思う。文章的にはこのままでいい。

- △ どこにどれくらい人員を配置するかは、慎重な検討を要する。この審議会は、区割りについて審議する会議であり、これまでもっばら区画をどうするのかの話をしてきた。人員の話はしてきていない。検討のための資料も持ち合わせていない。意見としては人員の確保が必要というまでの根拠がなく、そこまでの判断はできない。
- 人員については言わなくてよいと思う。機能、利便性が後退しないことが大切。ITの時代でもあるし、本庁、区役所、出張所の連携をするにもいろいろな方法があると思う。機能とか住民の利便性の確保が重要である。人員の確保という手段のひとつを書き込むのではなく、利便性の確保という目的を書き込むのが附帯意見としてはふさわしいし、大切である。
- 各委員の意見はいずれも納得できる。ただ、津久井の住民の感情として、合併の協定の中で総合事務所を設置するとされているが、政令指定都市になり、区役所が橋本に設置されると、中心が旧市にいつてしまい、職員も減る、ますます過疎化するのではという危機感がある。行政改革もあるので、現行までとは言わないまでも、人員は確保してくれという意見がある。行革はわかるが、どの辺でバランスを取るのかという話になる。職員数を入れるか入れないかについては、機能を持たせることは、それなりの職員も必要になると理解できなくもない。
- 津久井4町の合併の経緯や、現在の状況は十分把握、承知している。また、旧市においては、1出張所あたり2～3万から多いところでは7万の人口を抱えているが、少ないところでは5人程度の職員で運営している。旧市内でも交通の利便性が悪い地域もあり、全市的なバランスというものも考慮していただき、また、他の委員のご意見にもあったが、今後専門的な仕事をしていくことになるので、そうした意味での効率化にもご理解願うもの。また、経済、観光の部分で例えば津久井地域に1つ組織を設け、予算、権限を持たせた中で事業展開ができるようにするなど、積極的な意味での再編も合わせて行っていく中でバランスのとれた

組織を今後市民の皆様にお示ししたい。

また、職員レベルの話としては、本庁、出先、津久井地域における職務の平準化という問題もある。こうしたことは総合的に考えながら新たな組織づくりを行っていくもの。また、組織は時代と環境によって変わっていくべきもの。皆様のニーズに合った組織改正を行って行く必要があり、一番良いと思われるものを考えてまいりたい。

- 今までの各委員からの意見をまとめると、1つは、行政行革の観点から人員削減に努めておられる中で人員を確保するという言い方は難しいということ、市全体で職員数が減る中で、津久井地域だけを維持するという縛りをこの審議会として言えるのかという問題がある。一方、津久井地域の方は、合併をしたという中で、旧市の方とは違う関心もある。旧市においては、区役所ができて利便性が高まる地域もあるのではないかと、逆に津久井地域については、旧町役場が総合事務所になり、そのあとさらに区役所の下機関になるということで、合併の成果にかかわるような深刻な評価がでてくるのかと思う。そういうことから人員について心配がされているのだと思う。そこで合併の経緯を踏まえた、かつ、市全体の行政改革の妨げにはならないような表現はないか、例えば、「機能の確保と合併の経緯を踏まえた人員の配置」というような、人数の枠を決めつけて維持しようということではなく、配慮するというような表現ではどうか。

- その表現はいかがかと思う。合併の経緯を踏まえてというのであれば、旧市においてもいろんな議論があった。意見はあったが、大局的には、全体を効率化するには合併するしかない、みんなが努力して納得してもらって、合併の枠組みを理解してもらった経緯がある。

私が住んでいる地域は、人口約3万で、出張所のエリアは広い。市役所に行くにもバスを乗り継がなければいけない。この審議会は、区割りのあり方の議論をしているのであって、その後の問題をここで縛るということはすべきではない。

「人員配置」という文言を使えば、ある程度の人員確保が読めてしまうのではないかと。旧市の出張所においても人を増やせという話がいっぱいある。合併の経過や協定については尊重しなければいけないが、みんなが努力して守るということをやればいいため、区割りの答申の中でそういうことまで入れる必要はない。

- さきほど行政の側でも課の再編などの話があったことも踏まえて、人員の配置と申し上げたもので、人員の増減について意見を述べたという趣旨ではない。また旧市については都市内分権を目指してきた中でいうと、政令市移行でこれが実現し、利便性が高まるということを踏まえて津久井地域への配慮をするが、もちろん行政改革に足かせをはめるという意味ではない。
- 合併に関しては、旧市のそれぞれの地域においてもいろんな意見があるということここにいる全委員に承知してもらいたいという部分がある。合併の約束事として言うのであれば、同じような問題がある。地域を預かっている形で審議会に出てきている。
- 行政機能を確保するというのは名文だと思う。津久井地域は、合併したことによって、連携したことによって、効率がよくなった部分もあると思う。機能を確保することはきちんとうたわれているので、人員が不足していれば増やすし、逆であれば減らすというように柔軟に行うべきと思う。行政改革については、一番必要であり、合併の効果により効率のいい運営をしてもらいたい。今まで10人いたからこれからも10人置いて欲しいというのはちょっと違うのではないか。まったく効率を考えないというのは不合理であると思う。ここでは、区割りについての話をしているのであって、職員の人数の話をする場ではないと思う。
- △ 議論を聞いていて、津久井の人の懸念はわかるし、旧市の人も津久井のことを考えていることはよくわかる。特に人員のことを明言しなくても、機能の確保ということで十分津久井のことを考えている表現だと思う。この内容でまとめてはどうか。
- これまでの議論で、皆さんが津久井地域に配慮いただいていることはよくわかった。行政改革ということを考えるならばあまり人員数にはこだわらないで、また、全市的なバランスを考えてほしいというような意見もよく理解した。
- それではこの部分については、原案どおりでよいか。

委員一同 【異議なし】

- ほかの事項についての意見はどうか。

- 「自然環境が他の政令指定都市にない」の表現は、浜松市の例を見れば、他にないとはまではいえないのでないか。
また、行政サービスの利便性については、4ページの留意事項では、出張所の機能維持ということが書かれているが、附帯意見においては、交通問題のみとなっている。留意事項に入っているからいいといえればいいのかもしれないが、整合がとれていないのではと感じるがどうか。

- 自然環境については、首都圏の他の政令指定都市と比較したもの
また、利便性の部分は、これまで審議を重ねる中でバス、駐車場の話が特別に出たので、視点を絞って附帯意見に書いたものである。

- △ 「自然環境が他の政令指定都市にない」について、静岡市と、相模原市とは違う。静岡では静岡に住んでいても行くのに3時間もかかる。一方、相模原市は、東京から近い上に、すぐに行ける。強調することはよいのではないか、削除することに特に異議はないが、もったいないと思う。

- それでは首都圏に限定する修正でどうか。また、A区の問題でもでしたが、交通問題については、審議での議論の中で、他の区でも配慮してくれということだと思う。このような整理でよいか。

委員一同 【異議なし】

- ほかにご意見があれば伺いたい。

- 前回、A区からB区に細く突き出ているところについて、スマートな形が望ましいという話があったことについては、どのような整理になっているのか。

- 作の口のあたり。これまでのコミュニティを分断しないという考えによるものである。

- そこについては動かさないという考えか。せつかくの機会と思うが。本庁の方が近い気がするが。

- ただいわゆる区割りの線が、きれいになればよいというお考えか、それとも既存のコミュニティの問題からのご意見か。
- 選挙とは関係がないのか。地番を整理するにしてもせつかく区割りするならスマートにできないのか。
- 見かけ上は、ご指摘のとおり。ただ、お住まいの方から不便さ、問題はない状況。要望があれば考慮すべき点となる。これまで行ってきた説明会等の中で現状を変えるべきという話はなかった。このため、これまでのコミュニティを尊重し、そのまま区割りの線に使っている。
- 形、見た目でいうと、問題があるように思えるが、住民の皆さんの既存の地域ということなのでこのようになっているという事務局の話であった。
- 学区の問題に絡むので、簡単に分断するわけにはいかない。
- すでに学区は分断されている。この区域は、区をまたいで学校に通うことになる。すでに現在でもそうなっているところ。
- このあたりの区割り線について、具体的には、横山公民館区は、B区に入るということでもいいか。
- そのとおりである。
- 区域の表現における「及び」「並びに」について、どのような意味か確認したい。
- B区については、出張所分を「及び」でつないでいる。出張所とは性格が違うので「並びに」でつないでいる。「A及びB並びにC」という法制的な表現である。
- △ 「並びに」が大きなくくり。「及び」は、小さなくくり。それだけのことである。
- 他意はないということですね。

本日の議論の確認ですが、附帯意見については、(1)の文中「首都圏における他の政令指定都市にはない」というように修正することとして、答申書をまとめることとして、異議はないでしょうか。

委員一同 【異議なし】

- 答申については、審議会を代表して私が市長に答申することとなっています。今のところ、7月18日を予定しています。委員の皆様には、答申後、答申書の写しをお届けします。

以上で議題は終了した。

4 その他

事務局から次回日程等について事務連絡を行った。

(第5回開催日程)

平成20年9月27日(土) 午前10時～

市役所第2別館3階 第3委員会室

5 閉会

相模原市行政区画等審議会委員名簿

平成20年5月31日現在(五十音順)

氏名	所属団体等	出欠席 (第4回)
荒井 正次	相模湖町地域協議会会長	出席
牛山 久仁彦	明治大学政治経済学部教授	出席
梅澤 カツ子	特定非営利活動法人男女共同参画さがみはら理事	出席
河本 洋次	相模原商工会議所会頭	出席
菊地原 一朗	城山町地域協議会会長	出席
桐生 迪介	相模原市医師会副会長	出席
小池 重憲	相模原青年会議所専務理事	出席
小嶋 省二	津久井町地域協議会会長	出席
小林 一盛	相模原郵便局お客様サービス部長	出席
篠崎 脩一	相模原市公立小中学校長会副会長	出席
志村 忠光	公募委員	出席
首藤 智美	公募委員	出席
代田 昭	相模原市自治会連合会監事	出席
武田 真一郎	成蹊大学法科大学院教授	出席
田所 昌訓	相模原市自治会連合会副会長	出席
千葉 東一	相模原地域連合議長	出席
常盤 一夫	神奈川県警察本部警務課企画室長	出席
中道 重幸	藤野町地域協議会会長	出席
根岸 清	相模原市農業協同組合代表理事組合長	出席
藤井 邦彦	神奈川県総務部市町村課長	出席
細谷 昇	相模原市自治会連合会会長	出席
村上 洋二	公募委員	出席
吉本 一夫	相模原市社会福祉協議会会長	出席

: 会長 : 副会長